



沖地最審第3号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西川昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問があった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）